九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

近代朝鮮における儒教的養子制度の展開

田中，美彩都

https://hdl.handle.net/2324/4474902

出版情報：九州大学，2020，博士（文学），課程博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3）

（様式６－２）

氏　　名	田中　美彩都
論　文　名	近代朝鮮における儒教的養子制度の展開
論文調査委員	主　査　九州大学　教授　森平　雅彦 副　査　九州大学　准教授　小野　容照 副　査　九州大学　講師　国分　航士 副　査　九州大学　教授　清水　和裕

論　文　審　査　の　結　果　の　要　旨

本論文は、現在朝鮮の「儒教的伝統」の一つとされる養子制度――実子のない家門が祖先祭祀維持のため同姓同本の父系親族から養子をとり、異姓養子は禁じる――の近代における展開を論じる。従来の研究は現在の儒教的養子制度の淵源を、儒教を国是とした朝鮮時代のそれに短絡させ、近代の状況を等閑視してきたが、本論文はかかる研究の空白を埋めるものである。

第１章では植民地化以前の近代初頭の養子制度を考察する。朝鮮時代、天倫に関わる養子縁組は天命のもとで礼を掌る君主の認可を要するとされ、礼関係行政を掌る礼部が関係事務を行った。1894年の近代化改革で礼部は廃されたが、筆者は、王室の家内事務を掌る新設の掌礼院を介してその後も君主の養子認可が継続され、旧来の理念が維持されたことを解明した。

第２章では近代初頭の養子制度の実践状況を分析する。実態としては非儒教的な養子縁組も行われたこと、養子関連紛争に際し関係者は掌礼院への申告など旧来の手段に加え、新聞広告掲載や新式裁判など新たに登場したメディア・司法制度も活用したことが明らかにされた。

第３章では植民地化直前に日本の統監府が実地調査を通じて朝鮮の養子慣行を定義する過程を検討する。この定義内容はその後植民地権力が慣習法原則により朝鮮の家族法制を運用する法源となるが、筆者は、このとき統監府が多様な養子慣行を把握しつつも近代法の論理に合う情報を選択的に採用したこと、そこには旧来の儒教的慣行も反映されたが、君主による認可制度は捨象されたことを指摘した。

第４章では旧王室外戚の養子問題裁判を通じて植民地化直後の状況を論じる。関係者は養子縁組の当否をめぐり植民地化以前の君主の認可を問題にしたが、裁判所はこれを論点と認めなかった。これにより 1910 年代の朝鮮社会が旧来の理念を踏襲する一方、植民地権力がこれを無効化したことが明らかになった。

第５章では朝鮮総督府の異姓養子合法化を検討する。総督府は当初慣習によるとして異姓養子を禁じたが、近代化が進む朝鮮人社会には旧習批判の声もあった。しかし 1939 年に総督府が同化政策等を背景に異姓養子を合法化すると、逆に朝鮮人側で儒教的家族制度を守るべき朝鮮の「伝統」とする意識が高まったことが明らかにされた。

終章では、以上のように近代の過程で変容し再規定された儒教的養子制度の姿を現代の研究者が自明視し、朝鮮時代に遡及して議論の前提としてきたことを指摘して総括とする。

本論文は朝鮮社会の核心である儒教的家族制度の一端について、近代に「伝統」像が再構築される動態を解明し、前近代史と現代史を架橋する道筋を示した。長いタイムスパンを照射する視野、

多彩な史料を駆使した実証性と創意性は高く評価でき、儒教理念の周辺に広がる朝鮮社会の実態解明にむけて一層の発展が期待できる。以上により本調査委員会は、本論文の提出者が博士（文学）の学位授与に相応しいものと認める。